

## 外交官用自動車損傷減税申請書 (T-1330)

「新用途」欄には、免税の用途以外に使用しようとする新しい用途（××に売却等）を具体的に記載する。

「新用途に供しようとする事由」欄には、上記新用途に使用する理由を具体的に、例えば「帰国命令が出たが、緊急のため他の免税特権者に譲渡できない」等と記載する。

「減耗その他損傷の概要及び輸入後の走行哩数」欄には、損傷の概要を、例えば「右ヘッドライト破損、タイヤ使用不能」のように具体的に記載し、輸入後減税申請時までの走行哩数を記載する。